

平成21年(ネ)第5746号
控訴人 アブドゥル アジズ 外
被控訴人 国 外

証拠説明書
(甲A107~114)

2012年3月2日

東京高等裁判所第17民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 浅野 史



番号	枝番	標目	原・写	年月日等	作成者
		立証趣旨等			
甲A 107		専門家責任の基本構造	写し	1997/11/15	鎌田薫
専門化責任における専門家の意義、専門家が負うべき注意義務の内容等。					
甲A 108		わが国における専門家責任の実情	写し	別冊 NBL NO28	鎌田薫
専門化責任における専門家の意義、専門化が負うべき注意義務の内容等。					
甲A 109		世界銀行の借り手と実施機関としての世界銀行によるコンサルタントの使用ガイドライン	写し	1981/8	世界銀行
世界銀行も東電設計のようなコンサルタント会社を専門家と捉えていること。					
甲A 110		世界銀行の借り手によるコンサルタントの選定と使用ガイドライン	写し	1997 1999	世界銀行
世界銀行も東電設計のようなコンサルタント会社を専門家と捉えていること。					
甲A 111		調達・契約業務の概要	写し	2010/10/1	JICA
JICAの調達・契約業務では、コンサルタント会社が専門家であることを					

		前提に、プロポーザル方式が採用されていること。			
甲A 112		コンサルタント等契約事務取扱細則	写し	2003/10/1	JICA
		JICAの調達・契約業務では、コンサルタント会社が専門家であることを前提に、プロポーザル方式が採用されていること。			
甲A 113	1	会社情報	写し	2010/2/23	東電設計
		東電設計は、一級建築士事務所、建設コンサルタント業（電力土木部門、建設環境部門を含む）、特定建設業、測量業者、地質調査業者、土壤汚染対策法指定調査機関の事業資格を有すること。			
甲A 113	2	組織図	写し	2010/2/23	東電設計
		東電設計は、組織の一環として海外事業本部を有すること。			
甲A 113	3	有資格者	写し	2010/2/23	東電設計
		東電設計は、工学博士31名をはじめとして合計559名の有資格者を擁すること。			
甲A 113	4	受注実績	写し	2010/2/23	東電設計
		東電設計の海外の主な受注先は、火力発電所28か所、本件コトパンジャン・ダムを含む水力発電所11か所であること。			
甲A 114		コンサルタント登録名簿	写し	1989/2/21	JICA
		1989年の時点において東電設計はJICAにコンサルタント登録をしていたこと。			